

## 公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 長野労働局

- 1 開催日 平成26年2月24日 (月)
- 2 委員の氏名及び役職等
- |     |       |                  |
|-----|-------|------------------|
| 委員長 | 長瀬 一治 | 信州大学経済学部教授       |
| 委員  | 徳竹 初男 | 弁護士              |
| 委員  | 中村 康德 | 公認会計士、不動産鑑定士、税理士 |
- 3 審査対象期間 平成25年7月1日 ~ 平成25年12月31日契約締結分

## 4 審査契約件数

## (1) 公共工事

## ① 競争入札によるもの

・審査対象件数	<u>1 件</u>	
・審議件数	<u>1 件</u>	
うち、低入札価格調査の対象となったもの		<u>0 件</u>

## ② 随意契約によるもの

・審査対象件数	<u>0 件</u>
・審議件数	<u>0 件</u>

## (2) 物品・役務等

## ① 競争入札によるもの

・審査対象件数	<u>8 件</u>
・審議件数	<u>8 件</u>
うち、契約金額が500万円以上の案件	<u>0 件</u>
うち、参加者が一者しかないもの	<u>3 件</u>
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	<u>0 件</u>

## ② 随意契約によるもの

・審査対象件数	<u>0 件</u>
・審議件数	<u>0 件</u>
うち、直近の随意契約見直し計画で一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの	<u>0 件</u>
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	<u>0 件</u>
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者（応募者）が一者しかないもの	<u>0 件</u>
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	<u>0 件</u>

## 5 審査案件の抽出方法

(公共工事)	すべてを対象とした。(1件)
(物品・役務等)	すべてを対象とした。(8件)

## 6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況 (具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

全て所見なし
--------

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	平成25年7月1日 ～ 平成25年12月31日契約締結分		部局名	長野労働局				
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1 雇用勘定四庁舎省エネ対策窓ガラス改修工事	長野労働局 支出負担担当官 永島 靖己 長野市中御所1-22-1	平成25年9月3日	株式会社春間工務店 諏訪市赤羽根2-6	一般競争入札	9,919,350	7,074,900	71.3%		所見なし	所見なし
以下余白										

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 平成25年7月1日 ～ 平成25年12月31日 契約締結分

部局名 長野労働局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
該当なし											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

## 公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	平成25年7月1日～平成25年12月31日契約締結分			部局名	長野労働局				
物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）	
2	長野労働局で使用するレンタカー賃貸借契約	長野労働局 支出負担行為担当官 永島 靖己 長野市中御所1-22-1	平成25年7月4日	J-netレンタリース株式会社 名古屋市東区東桜1-5-7	一般競争入札		895,860		単価契約 @3,780円	所見なし	所見なし
3	「離職されたみなさまへ」作成に伴う契約	長野労働局 支出負担行為担当官 永島 靖己 長野市中御所1-22-1	平成25年8月20日	株式会社アステージ 新潟市東区津島屋7-30	一般競争入札	4,053,000	2,098,950	51.8%		所見なし	所見なし
4	職業紹介業務のパンフレットの作成に伴う契約	長野労働局 支出負担行為担当官 永島 靖己 長野市中御所1-22-1	平成25年8月1日	富士印刷株式会社 長野市稲葉中河原909	一般競争入札	1,200,150	1,008,052	84.0%		所見なし	所見なし
5	平成25年11月発注分雇用保険関係印刷物の作成契約	長野労働局 支出負担行為担当官 永島 靖己 長野市中御所1-22-1	平成25年11月7日	株式会社アステージ 新潟市東区津島屋7-30	一般競争入札	1,757,118	1,049,958	59.8%		所見なし	所見なし
6	平成25年度各官署で冬期間使用する灯油購入契約（南信地域）	長野労働局 支出負担行為担当官 永島 靖己 長野市中御所1-22-1	平成25年11月7日	株式会社豊島屋 岡谷市本町3-9-1	一般競争入札		1,165,500		単価契約 @97.125円 1者	所見なし	所見なし
7	平成25年度各官署で冬期間使用する灯油・A重油購入契約（北信地域）	長野労働局 支出負担行為担当官 永島 靖己 長野市中御所1-22-1	平成25年11月7日	株式会社高見澤 長野市大字鶴賀字苗間平1605-14	一般競争入札		1,549,748		単価契約 灯油 @101.85円 A重油 @95.55円 1者	所見なし	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。



公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 平成25年7月1日 ～ 平成25年12月31日 契約締結分

部局名 長野労働局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
該当なし											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

平成 25 年度第 2 回長野労働局公共調達監視委員会が、平成 26 年 2 月 24 日（月）に開催されましたので、審議概要についてお知らせします。

## 平成 25 年度第 2 回長野労働局公共調達監視委員会（審議概要）

### 〔審議日程等〕

開催日及び場所	平成 26 年 2 月 24 日（月） 長野労働基準監督署 1 階会議室	
委員（敬称略）	委員長 長瀬 一治 大学教授	
	委員 徳竹 初男 弁護士	
	委員 中村 康德 公認会計士、不動産鑑定士、税理士	
審議対象期間	平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日契約締結分	
抽出案件	9 件（公共工事 1 件、物品役務 8 件）	
審議案件	9 件（公共工事 1 件、物品役務 8 件）	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

### 〔審議概要〕

#### ○ 案件 1（一般競争入札）

##### 「雇用勘定四庁舎省エネ対策窓ガラス改修工事」について

（委員）落札した業者と設計した業者とは関係があるのか。

（事務局）直接の関係はない。

（委員）工事現場が県内 4 か所でかなり離れているが、問題はなかったのか。

（事務局）県内を網羅している業者であり、問題はなかった。

（委員）予定価格の積算をする際、2 年前にも他の庁舎で同様の工事が行なわれているので、その時の費用を参考にしているのか。

（事務局）参考にしている。

（委員）部材の価格が安く抑えられたとのことであるが、材料的には問題ないのか。

（事務局）問題ない。仕様書の中でガラスの部材についてかなり細かいところまで指定している。

#### ○ 案件 2（一般競争入札）

##### 「長野労働局で使用するレンタカー賃貸借契約」について

（委員）契約期間を 7 月から 3 月までの半年間とした理由は何か。

（事務局）庁外活動が多い期間ということからである。

（委員）契約では使用時間が 1 2 時間以内となっているが、実際の稼働率というか、使用台数はどのくらいか。

（事務局）予定数量では 2 3 7 台である。これは、適用徴収業務が 8 0 回、職業紹介・労働派遣事業では 3 5 回、均等業務で 1 2 2 回という前年度実績からである。

（委員）J 2 クラスとはどのような車種か。

(事務局) 排気量が1000ccから1500cc間の車種となる。

(委員) 二日前の予約で支障はないのか。

(事務局) 二日前であれば確保が可能と業者より説明を受けている。官用車があるため、官用車がどうしても確保できない場合にレンタカーとしている。

(委員) 入札価格にかなりの差がある理由は何か。

(事務局) 保有台数が多いところや回転の速いところは価格を安くできるのではないかとされる。

### ○ 案件3 (一般競争入札)

『『離職されたみなさまへ』作成に伴う契約』について

(委員) 印刷であるが、規格を定めているのか。

(事務局) 紙の厚さ、配色などを仕様書で指定している。

(委員) 入札額に差があるが、紙の価格次第ということになるのか。

(事務局) インクなどもあるが、一番は紙の仕入額だと思われる。

(委員) 業者に出す理由は何か。

(事務局) 局内にオルフィスという印刷機があるが、パンフレットとなると紙も厚くなりコーティングも必要なため、業者に出さないと無理である。

(委員) 印刷数量が10部単位となっている理由は何か。

(事務局) 使用する安定所に対し必要部数の調査を行ったうえで、印刷部数を決めているためである。

### ○ 案件4 (一般競争入札)

「職業紹介業務のパンフレットの作成に伴う契約」について

(事務局) 前年も同じ業者が落札している。

(委員) パンフレットの内容は前年と同じものか。

(事務局) ほとんど同じである。

### ○ 案件5 (一般競争入札)

「平成25年11月発注分雇用保険関係印刷物の作成契約」について

(委員) 印刷物に係る契約書であるが、印刷物の案件4と契約内容が相違している。何か理由はあるのか。

(事務局) 特に理由はない。起案担当者が代わっていることによる、内容の相違と思われる。

(委員) 印刷物の契約であるなら、ある程度定型的な内容の契約書とした方が良い。

(事務局) 今後は定型的な内容としたい。

(委員) 印刷物の作成が同時期なので、まとめて入札した方がより安くなるのではないか。

(事務局) 来年度は検討したい。



○ 案件 6（一般競争入札）

「平成 25 年度各官署で冬期間使用する灯油購入契約（南信地域）」について

（委員）地域を細分すると競争が働きやすくなるのではないか。

（事務局）過去に細分化した経過があるが、その際対応できない地域が出てしまい、その結果随意契約となった。そのため、入札が実施できるように北信地域と南信地域の 2 つの地域に分けている。

○ 案件 7（一般競争入札）

「平成 25 年度各官署で冬期間使用する灯油購入契約（北信地域）」について

（委員）灯油の必要のない署所もあるのはなぜか。

（事務局）エアコンでの対応となっているためである。

（委員）案件 6 もそうであるが、1 社のみの応札の理由は何か。

（事務局）灯油の価格だけであれば競争が働くと思うが、配達が可能となる業者となると限られてしまうものと思われる。

○ 案件 8（一般競争入札）

「長野労働局で使用する乗用自動車交換契約」について

（委員）この入札には、決めなければいけない価格として売る価格と買う価格の二つあるのと思われるが、それを同じ契約ですることは妥当なのか。

（事務局）「国の所有に属する自動車等の交換に関する法律」により、下取りの商習慣がある自動車等は交換契約として可能となっている。

○ 案件 9（一般競争入札）

「平成 25 年度下期分長野労働局及び各労働基準監督署、各公共職業安定所で使用する定形及び定形外封筒作成契約」について

（委員）上期と下期に分けるメリットは何か。

（事務局）紙の値段が変動していたためである。

〔審議結果〕

以上をもって審議は終了し、委員長から審議の結果において、公共調達監視委員会設置要綱第 9 条に基づく意見具申又は勧告はない旨の報告がなされた。